

世論調査にご協力ください

区民の皆さまの意向を区政に反映させるため、「大田区政に関する世論調査」を実施します。調査対象者は18歳以上4,000名です。調査票を5月28日に郵送しました。回答方法は、返信用封筒での郵送か電子申請となります。ご協力をお願いします。

なお、区では世論調査のほか、ご意見・ご要望メールやわたしの提案などさまざまな形で区民の皆さまからのご意見を承っています。詳細は区HPをご覧ください。

日 5月28日(水)～6月16日(月)
問 広聴広報課広聴担当
TEL 5744-1135 FAX 5744-1504



はじめよう フードドライブ
～もったいないをありがとうへ～

ご家庭でまだ食べられるのに利用されていない食品を持ち寄り、福祉団体・施設などに寄付します。

- 対象賞味期限＝令和7年8月1日以降
- ※対象、禁止品目はチラシ(区施設で配布)か区HPをご覧ください
- 日 6月9日(月)～13日(金)午前8時30分～午後5時
- 会 問合先、入新井・池上・嶺町・羽田・矢口特別出張所
- 問 ごみ減量推進課事業推進担当
- TEL 5744-1628 FAX 5744-1550



東京都議会議員選挙

投票の方法などの詳細は「区報選挙特集号(6月6日発行)」や区HPをご覧ください。お問い合わせの際は自動音声でのご案内となります。

- 投票＝6月22日(日)午前7時～午後8時
- 期日前投票＝投票日当日、仕事・旅行・入院などで投票所に行けない見込みの方は、期日前投票ができます
- 会・日 区役所本庁舎2階＝6月14日(土)～21日(土)、特別出張所＝6月15日(日)～21日(土)※いずれも午前8時30分～午後8時
- 問 選挙管理委員会事務局
- TEL 5744-1465 FAX 5744-1540



警察官を名乗った詐欺に注意!

警察官を名乗り「あなたの口座が犯罪に使われている」「あなたに逮捕状が出ている」などと言って現金をだまし取る詐欺被害が多発しています。

- 警察官がトークアプリなどのSNSを使って連絡を取ることはありません
- 警察官が逮捕状や警察手帳の画像をメールやSNSで示したりすることはありません

+1や+44などから始まる国際電話番号による詐欺被害が急増しています。海外との電話が不要な方は、固定電話の発信・着信を無償で休止することができます。区内警察署(大森・田園調布・蒲田・池上・東京空港)で休止の手続きができますので、お近くの警察署へお問い合わせください。

問 区内警察署

大森 TEL 3762-0110 FAX 3762-0560
田園調布 TEL 3722-0110 FAX 3722-2420
蒲田 TEL 3731-0110 FAX 3731-2064
池上 TEL 3755-0110 FAX 3755-0271
東京空港 TEL 5757-0110 FAX 5756-0153



蚊の発生を防ぎ安全・安心な夏を過ごしましょう!

蚊はデング熱などの病気を媒介します。海外の感染症流行地域から人や物を介して病原体の侵入が危惧されています。ウイルスを保有する蚊に刺されると、デング熱などの病気になる恐れがあります。

蚊の幼虫(ボウフラ)は水中で成長します。水のないところから蚊は発生しません。蚊を減らすためには、成虫の蚊を駆除するよりも、水中に生息するボウフラを退治するほうが効果的です。

【蚊を減らすために】

- 水がたまりやすいバケツ、空き缶などの不要なものは片付けましょう
- 鉢植えの水受けなどのたまり水をなくしましょう
- 汲み置き水などためておく必要のある水は週1回程度、定期的に清掃や水の交換などを行いましょう

問 生活衛生課環境衛生担当
TEL 5764-0694 FAX 5764-0711



大田区の情報公開制度と個人情報保護制度

～令和6年度の運用状況をお知らせします～

1 情報公開制度とは

区が保有している公文書の開示を求める区民の皆さんの権利を保障し、区政情報の公開の推進を図るものです。法令や条例の規定により開示することができない情報や個人情報などを除き、開示を原則としています。皆さんからの公文書の開示請求に応じて、令和6年度は下表のとおり決定しました。

実施機関	請求件数	決定内容(件数)					審査請求処理件数
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
区長	911	508	374	17	33	5	1
教育委員会	48	13	29	2	7	0	0
選挙管理委員会	1	0	1	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
議会	4	0	4	0	0	0	0
合計	964	521	408	19	40	5	1

※1件の請求で決定が複数となる場合があるので、請求件数と決定件数は一致しません※審査請求処理件数は、学識経験者で構成した大田区情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、答申を受けた件数です

- 請求者内訳＝区内在住者188人、区内法人211人、任意的開示申出者565人(区外在住者、区外法人など)※同一人が複数の請求を行っている場合があるため、請求者内訳は延べ人数です
- 開示した主な公文書＝調整計算図、耕地整理図、営業許可施設一覧、環境衛生施設業務台帳など

2 個人情報保護制度とは

区は事務の執行上、皆さんの個人情報を収集・保管・活用しています。「個人情報の保護に関する法律」と「大田区個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、

個人情報を適正に取り扱うためのルールを定め、そのルールに基づいた取り扱いをしています。

区が保有している個人情報は、本人が開示や訂正を求めることができます。請求の時は、本人であることを確認するため、必ず身分証明書などを提示していただきます。なお、法令などの規定により請求に応じられない場合があります。

皆さんからの開示等請求に応じて、令和6年度は下表のとおり決定しました。

請求件数	決定内容(件数)					審査請求処理件数
	全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
183	79	79	4	32	1	0

※1件の請求で決定が複数となる場合があるので、請求件数と決定件数は一致しません※審査請求処理件数は、学識経験者で構成した大田区情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、その答申を受けた件数です

- 開示した主な文書＝介護認定審査会資料、住民票の写し等交付申請書など

- ◆公文書・保有個人情報の開示請求は、当該公文書を管理している課などへお問い合わせください
手数料は無料です。ただし、写しの交付は実費負担があります。
- ◆決定に不服がある時は、「審査請求」をすることができます
学識経験者で構成した「大田区情報公開・個人情報保護審査会」へ諮問し、その答申を踏まえ、裁決します。ただし任意的開示の申出者は審査請求ができません。
- ◆「令和6年度公文書等開示請求運用状況」が区政情報コーナーで閲覧できます

「自分の個人情報は自分で守る」という意識も必要です

- ★SNSやブログなどに、不用意に個人情報を書き込まない
- ★不審なメール・WEBサイトは閲覧しない
- ★パスワードは推測されにくいものとし、使い回さない
- ★事業者などに個人情報を提供するときは、利用目的や管理体制を確認する

問 総務課内部統制・情報セキュリティ担当
TEL 5744-1150 FAX 5744-1505